

東村山市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 3 年 8 月 27 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

東村山市個人情報保護に関する条例（昭和 63 年東村山市条例第 16 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 55 条の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正等に伴い、本案を提出するものである。

東村山市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

東村山市個人情報保護に関する条例（昭和63年東村山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第17条第5項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

東村山市個人情報保護に関する条例の一部を
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(開示等の実施及び方法)

第17条 (略)

2～4 (略)

5 実施機関は、第16条第4項の規定により情報提供等記録を訂正した場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

旧 条 例

(開示等の実施及び方法)

第17条 (略)

2～4 (略)

5 実施機関は、第16条第4項の規定により情報提供等記録を訂正した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。